

日野町移住者通勤費支援補助金制度概要

◆対象者	○3年間町外に居住しており転入後3年が経過していない者又は、既に本補助金の交付認定を受けたことがある者 ○日野町外に通勤されている方 ○雇用保険の適用事業者に常時雇用されている方
◆募集期間	随時募集しています
◆対象額	公共交通機関及び自家用車の利用による通勤に要する経費のうち、勤務先が支給する通勤手当を除いた額
◆補助率等	【1年目～3年目】 上記対象額の全額 上限20,000円 【4年目～5年目】 上記対象額の1/2 上限20,000円
◆補助期間	○初回の交付認定期間開始日から最長5年間
◆事業実施の流れ	○交付申請書の提出 <<添付書類>> ・在職証明書兼通勤手当支給額証明書 ・住民票の写し ○申請書の審査、交付決定 ○補助金請求 4月～9月分は10月支払、10月～3月分は4月支払
◆注意事項	○予算がなくなり次第受付を終了します ○補助対象要件を欠くことになった場合、補助金を返還していただきます
◆提出先	日野町役場企画政策課 TEL 0859-72-0332